

会社を守る就業規則の作成をお手伝いいたします

(重要) 就業規則の見直しで社会保険料の削減も可能です

こんな問題発生していませんか？

- ・ 労働基準監督署の立会い調査で未払い賃金分として数百万円の支払いを命じられたり、退職した社員から残業代を請求された。
- ・ 無断欠勤の社員を解雇したら勝手に辞めさせられたと訴えられ、過去の給与と解雇予告手当、慰謝料の支払いが必要となった。
- ・ 休職中の社員さんに関する事項が明確に定められておらず、本人負担分の社会保険料の徴収ができない、長期間休職した状態が続いた場合も対処の方法がない・・・。
- ・ 嘱託社員やパートさんから退職金を請求された。 etc

就業規則
無料診断
実施中！

モデル就業規則をそのまま使用していませんか？

- ・ モデルとして労基署や各種団体などで配布されている就業規則は、大企業や公務員向けであり、中小企業には合わない場合が多く見受けられます。また、会社を守るための条文が不足していることがあります。
例えば、懲戒解雇や服務規律の条文が少ないと問題となる社員さんを処分することができなくなってしまいます。
- ・ 正社員に適用する**年次有給休暇、賞与、退職金、育児介護休業規定**が全ての社員（パートタイマーや契約社員）にも適用することになっている場合があります。



トラブルで悩む前に...

以前作成した就業規則をそのまま5年以上使用していませんか？

- ・ 法改正は毎年のように行われています。常に内容を新しく更新していく必要があります。
- ・ 例えば・・・労働基準法、高年齢者雇用安定法、育児介護休業法、パートタイマー労働法、男女雇用機会均等法、労働契約法など。

就業規則にこの条文さえあれば防げたのに・・・

- ・ 労働問題が発生した際、この条文あるいは一文があれば会社側の主張が通ったのに・・・という場面がよくあります。問題が発生しない前に是非規程の見直しを当事務所としましょう。

今すぐ就業規則の見直しに取り組み、社会保険料の削減も検討しましょう！！

僅かな削減であっても年間で見ると決してバカにはなりません。



- 昇給月（賃金改定）を4月から7月へ変更するだけでも年間の保険料に変動が生じます。
- 賃金規程を変更し、皆動手当や交通費の支給方法を工夫してみませんか？
- 2ヶ月以内の有期雇用契約を有効活用しませんか？
- 出張旅費規程を作成することにより、社会保険料の大幅削減が可能となる場合があります。
- 変形労働時間制を活用し、特に4月、5月、6月の残業代を減らしましょう。

上記以外にも、ちょっとした見直しで社会保険料の削減が可能となる場合があります。

- 給与の額を1円減額する。
- 入社は1日付、退職は月末以外の日にする。
- 常勤役員を非常勤役員に変更する。 etc

助成金
無料診断
同時実施

一般社団法人 葛城総研 / 葛城総研コンサルティング

奈良県葛城市新町 84 TEL 0745-62-8608 FAX 0745-62-3206
MAIL katsuragi_ri@support-nara.com

奈良県・大阪府を中心に中小事業主様をサポートさせていただきます